

社会福祉法人 橘風会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人橘風会の役員及び評議員、賞罰委員会委員、評議員選任・解任委員会委員及び各第三者委員等に報酬を支給する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 本規程でいう役員とは、社会福祉法人橘風会理事及び監事をいう。
- 2 本規程による評議員とは、社会福祉法人橘風会評議員をいう。
 - 3 本規程による賞罰委員会委員とは、社会福祉法人橘風会就業規則第52条第2項に定める委員をいう。
 - 4 本規程による評議員選任・解任委員会委員とは、社会福祉法人橘風会評議員選任・解任委員会運営細則第2条に定める委員をいう。
 - 5 本規程による第三者委員とは、社会福祉法人橘風会指定介護老人福祉施設 入所者検討委員会設置規程第3条に定める委員及び福祉サービス苦情解決実施要綱2条に定める委員をいう。
 - 6 法人職員が前各項のいずれかに該当し兼務する場合、本規程は適用しない。

(適用範囲)

第3条 役員及び評議員、並びに評議員選任・解任委員、各第三者委員に報酬を支給することができる。ただし、財政状況によっては、支給しない場合もある。

(理事会等の出席報酬等)

- 第4条 役員が理事会に出席した場合、実際の出席活動につき、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 評議員が評議員会に出席した場合、実際の出席活動につき、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席した場合、実際の出席活動につき、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 4 第三者委員が各検討員会に出席した場合、実際の出席活動につき、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 5 同一日において、前各項に重複して該当する場合、主たる出席実績に併せ出席報酬及び実費弁償費を支払い、重複しての支払はしない。
 - 6 交通費は、社会福祉法人橘風会旅費規程第5条に準じて支払うものとする。

別表 1

名 称	報 酬 (日額)	実費弁償費
理事長(理事会・評議員会、評議員選任・解任委員会出席報酬)	15,000円	交通費実費
理事及び監事(理事会出席報酬)	10,000円	交通費実費
評議員(評議員会出席報酬)	8,000円	交通費実費
賞罰委員(賞罰委員会出席報酬)	10,000円	交通費実費
評議員選任・解任委員(評議員選任解任委員会出席報酬)	8,000円	交通費実費
第三者委員(各委員会出席報酬)	8,000円	交通費実費

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費は、社会福祉法人橘風会旅費規程第5条に準じて支払うものとする。

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等(日額)	15,000円	交通費実費
理事業務報酬等(日額)	10,000円	交通費実費
監事監査指導報酬等(日額)	10,000円	交通費実費
評議員業務報酬等(日額)	8,000円	交通費実費

(報酬の支払方法)

第6条 毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、翌月10日(当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日)に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

附 則

この規程は平成29年3月25日に施行し、平成29年4月1日から適用する。